

議案第 37 号

北本市営駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について

北本市営駐車場設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 29 年 6 月 6 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市営駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北本市営駐車場設置及び管理に関する条例（昭和 58 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表北本市駅東口駐車場の項中「北本市北本 1 丁目 47 番地」を「北本市北本 1 丁目 10 番地」に改める。

第 3 条中「毎日午前零時から午後 12 時まで」を「次のとおり」に改め、同条に次の表を加える。

名称	供用時間
北本市駅西口駐車場	午前零時から午後 12 時まで
北本市駅東口駐車場	午前 5 時から翌日の午前 1 時まで

第 4 条中「、使用」の次に「（北本市駅東口駐車場にあっては、30 分を超えない使用に限る。）」を加える。

別表第 1 中「、幅 1.9メートル以下、高さ 2.3メートル以下」を「及び幅 1.9メートル以下」に改め、同表備考中「、全幅及び全高」を「及び全幅」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 6 条関係）

名称	使用料
北本市駅西口駐車場	30分までごとに100円とする。ただし、駐車始期より30分までは無料とする。
北本市駅東口駐車場	無料とする。

附 則

この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。